

新しい地方経済・生活環境創生本部の設置について

〔 令和 6 年 10 月 11 日
閣 議 決 定 〕

- 1 「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、内閣に、新しい地方経済・生活環境創生本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本 部 長 内閣総理大臣
副 本 部 長 内閣官房長官
新しい地方経済・生活環境創生担当大臣
本 部 員 他の全ての国務大臣
- 3 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前三項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。